

の額又は損失の額（当該各号に掲げる金額に係る利益の額又は損失の額を除く。）

チ 固定資産の貸付けによる対価の額

リ 支払を受ける無形資産等の使用料

ヌ 無形資産等の譲渡に係る対価の額の合計額から当該無形資産等の譲渡に係る原価の額の合計額を

減算した金額

ル 総資産の額として政令で定める金額に人件費その他の政令で定める費用の額を加算した金額に百分の五十を乗じて計算した金額

第四十条の七第四項を同条第六項とし、同項の次に次の三項を加える。

7 前項に規定する部分適用対象金額とは、部分対象外国関係法人の各事業年度の同項第一号から第三号

まで、第八号、第九号及び第十一号に掲げる金額の合計額と、当該各事業年度の同項第四号から第七号

まで及び第十号に掲げる金額の合計額（当該合計額が零を下回る場合には、零）を基礎として当該各事

業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた同項第四号から第七号まで及び第十号に掲げる金額の合計額が零を下回る部分の金額につき政令で定めるところにより調整を加えた金額とを

合計した金額をいう。

8 特殊関係株主等である居住者に係る部分対象外国関係法人（外国金融関係法人に該当するものに限る。以下この項及び次項において同じ。）が、平成二十二年四月一日以後に開始する各事業年度において、当該各事業年度に係る次に掲げる金額（以下この項において「特定所得の金額」という。）を有する場合には、当該各事業年度の特定所得の金額に係る金融関係法人部分適用対象金額のうち当該特殊関係株主等である居住者の有する当該部分対象外国関係法人の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等の請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（次条において「金融関係法人部分課税対象金額」という。）に相当する金額は、当該特殊関係株主等である居住者の雑所得に係る収入金額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日の属する年分の当該居住者の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一 特殊関係株主等である一の居住者によつてその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている部分対象外国関係法人で政令で定める要件を満たすもの（その純資産につき剰余金その他に関する調整を加えた金額として政令で定める金額（以下この号において「親会社等資本持分相当額」とい

う。）の総資産の額として政令で定める金額に対する割合が百分の七十を超えるものに限る。）の親会社等資本持分相当額がその本店所在地国の法令に基づき下回ることができない資本の額を勘案して政令で定める金額を超える場合におけるその超える部分に相当する資本に係る利益の額として政令で定めるところにより計算した金額

二 部分対象外国関係法人について第六項第八号の規定に準じて計算した場合に算出される同号に掲げる金額に相当する金額

三 部分対象外国関係法人について第六項第九号の規定に準じて計算した場合に算出される同号に掲げる金額に相当する金額

四 部分対象外国関係法人について第六項第十号の規定に準じて計算した場合に算出される同号に掲げる金額に相当する金額

五 部分対象外国関係法人について第六項第十一号の規定に準じて計算した場合に算出される同号に掲げる金額に相当する金額

9 前項に規定する金融関係法人部分適用対象金額とは、部分対象外国関係法人の各事業年度の次に掲げ

る金額のうちいずれか多い金額をいう。

一 前項第一号に掲げる金額

二 前項第二号、第三号及び第五号に掲げる金額の合計額と、同項第四号に掲げる金額（当該金額が零を下回る場合には、零）を基礎として当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた同号に掲げる金額が零を下回る部分の金額につき政令で定めるところにより調整を加えた金額とを合計した金額

第四十条の七第三項の次に次の二項を加える。

4 国税庁の当該職員又は居住者の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、居住者に係る外国関係法人が第二項第四号イからハまでに掲げる要件に該当するかどうかを判定するために必要があるときは、当該居住者に対し、期間を定めて、当該外国関係法人が同号イからハまでに掲げる要件に該当することを明らかにする書類その他の資料の提示又は提出を求めることができる。この場合において、当該書類その他の資料の提示又は提出がないときは、同項（同号又は第七号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該外国関係法人は同項第四号イからハまでに掲げる要件に該当しないもの

と推定する。

5 第一項の規定は、特殊関係株主等である居住者に係る次の各号に掲げる外国関係法人につき当該各号に定める場合に該当する事実があるときは、当該各号に掲げる外国関係法人のその該当する事業年度に係る適用対象金額については、適用しない。

一 特定外国関係法人 特定外国関係法人の各事業年度の租税負担割合（外国関係法人の各事業年度の所得に対して課される租税の額の当該所得の金額に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合をいう。次号、第十項及び第十一項において同じ。）が百分の三十以上である場合

二 対象外国関係法人 対象外国関係法人の各事業年度の租税負担割合が百分の二十以上である場合
第四十条の七に次の一項を加える。

15 財務大臣は、第二項第三号ハの規定により国又は地域を指定したときは、これを告示する。

第四十条の八第一項各号中「又は部分課税対象金額」を「部分課税対象金額又は金融関係法人部分課税対象金額」に、「又は第四項」を「第六項又は第八項」に改め、同条第二項第一号中「又は第四項」を「第六項又は第八項」に改め、同項第二号イ及びロ中「又は部分課税対象金額」を「部分課税対象

金額又は金融関係法人部分課税対象金額」に、「又は第四項」を、「第六項又は第八項」に改める。

第四十一条第一項中「第二十四項」を「第二十五項」に改め、「第十四項」の下に「第二十四項」を加え、「又はこれらの家屋が災害により居住の用に供することができなくなった日の属する年」を削り、「これらの日」を「同日」に改め、同条第六項中「及び第二十一項」を「第二十一項及び第二十四項」に改め、同条第十項中「及び第十五項から第十八項まで」を「第十五項から第十八項まで及び第二十四項」に改め、同条第十三項中「第五項」の下に「から第八項まで」を加え、同条第十八項中「又はこれらの家屋が災害により居住の用に供することができなくなった日の属する年」を削り、「これらの日」を「同日」に改め、同条第二十一項中「をし、」を「（第二十四項において「住宅の新築取得等」という。）をし、」に改め、「又はこれらの家屋が災害により居住の用に供することができなくなった日の属する年」を削り、「これらの日」を「同日」に改め、同条第二十九項を同条第三十項とし、同条第二十五項から第二十八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二十四項中「第四十一条の十九の二第一項」の下に「又は第四十一条の十九の三第六項若しくは第八項」を加え、「及び第二十一項」を「第二十一項及び前項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項の次に次の一項を加える。

24 従前家屋（住宅の新築取得等をして第一項の定めるところにより引き続きその個人の居住の用に供し

ていた家屋をいう。以下この項において同じ。）が災害により居住の用に供することができなくなつた場合において、第一項に規定する居住年以後十年間（同項に規定する十年間をいう。）の各年のうち、その居住の用に供することができなくなつた日の属する年以後の各年（次に掲げる年以後の各年を除く。）は、同項に規定する適用年とみなして、同項の規定を適用することができる。

一 当該従前家屋若しくはその敷地の用に供されていた土地若しくは当該土地の上に存する権利（以下この号及び次号において「従前土地等」という。）又は当該従前土地等にその居住の用に供することができなくなつた日以後に建築した建物若しくは構築物を同日以後に事業の用若しくは賃貸の用又は当該個人と生計を一にする次に掲げる者に対する無償による貸付けの用に供した場合（災害に際し被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）が適用された市町村（特別区を含む。）の区域内に所在する従前家屋をその災害により居住の用に供することができなくなつた者（第三号において「再建支援法適用者」という。）が当該従前土地等に同日以後に新築をした家屋の当該新築に係る住宅借入金等若しくは当該従前家屋につき同日以後に行う第十三項に規定する増改築等に係る住宅借入金等

についてその年において第一項の規定の適用を受ける場合又は当該従前土地等に同日以後に新築をした認定住宅についてその年において第四十一条の十九の四第一項若しくは第三項の規定の適用を受ける場合を除く。）における当該事業の用若しくは賃貸の用又は貸付けの用に供した日の属する年

イ 当該個人の親族

ロ 当該個人と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ イ及びロに掲げる者以外の者で当該個人から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの

二 イからハまでに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

二 当該従前家屋又は従前土地等の譲渡をした日の属する年分の所得税について第四十一条の五又は第四十一条の五の二の規定の適用を受ける場合における当該譲渡の日の属する年

三 当該個人（再建支援法適用者を除く。）が当該従前家屋に係る住宅借入金等以外の住宅借入金等について当該従前家屋を居住の用に供することができなくなつた日の属する年以後最初に第一項の規定の適用を受けた年又は認定住宅について同日の属する年以後最初に第四十一条の十九の四第一項若し

くは第三項の規定の適用を受けた年

第四十一条の三の二第一項中「限る。以下この項において同じ」を「限る」に改め、「又は当該住宅の増改築等をした家屋が災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年」を削り、「これらの日」を「同日」に改め、同条第二項中「第五項」の下に「から第八項まで」を加え、同項第一号中「又は第三号」を「から第四号まで」に改め、同項に次の一号を加える。

四 第二号に掲げる改修工事と併せて当該家屋につき行う構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための改修工事で政令で定めるもの（当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含む。以下この号、次項、第六項第三号及び第七項において「特定耐久性向上改修工事等」という。）で当該特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額（当該特定耐久性向上改修工事等の費用に關し補助金等の交付を受ける場合には、当該特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額。第六項第三号において同じ。）が五十万円を超えるもの

第四十一条の三の二第三項中「額及び」を「額、」に、「の合計額」を「及び特定耐久性向上改修工事

等に要した費用の額の合計額」に改め、同条第六項中「第五項」の下に「から第八項まで」を加え、同項第一号中「次号」の下に「又は第三号」を加え、同項に次の一号を加える。

三 第二項第二号に掲げる改修工事と併せて当該家屋につき行う特定耐久性向上改修工事等で当該特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額が五十万円を超えるもの

第四十一条の三の二第七項中「額及び」を「額、」に、「の合計額」を「及び特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額の合計額」に改め、同条第九項中「第五項」の下に「から第八項まで」を加え、同条第二十項中「及び第二十一項」を「第二十一項及び第二十四項」に改める。

第四十一条の五第七項第一号中「次項及び第十三項」を「及び次項」に、「までの間に、当該個人の居住の用に供する家屋で政令で定めるもの又は当該家屋の敷地の用に供する土地若しくは当該土地の上に存する権利で、国内にあるもの（第十三項及び第十四項において「買換資産」という。）の取得（建設を含むものとし、贈与によるものその他政令で定めるものを除く。以下この項、第十三項及び第十四項において同じ。）を」（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、同日

までに当該個人の居住の用に供する家屋で政令で定めるもの又は当該家屋の敷地の用に供する土地若しくは当該土地の上に存する権利で、国内にあるもの（以下この項、第十三項及び第十四項において「買換資産」という。）の取得（建設を含むものとし、贈与によるものその他政令で定めるものを除く。以下この項、第十三項及び第十四項において同じ。）をすることが困難となつた場合において、同日後二年以内に買換資産の取得をする見込みであり、かつ、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、同日の属する年の翌々年十二月三十一日。第十三項において「取得期限」という。）までの間に、買換資産の取得」に改め、同条第十三項中「特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日」を「取得期限」に、「買換資産の取得をした日の属する年の翌年十二月三十一日から」を「同日から」に改める。

第四十一条の十四第一項第一号中「（昭和二十五年法律第二百三十九号）」を削る。

第四十一条の十五第五項中「同法第二百二十三条第一項」を「同項」に改め、「をこえる」及び「を超え」を削る。

第四十一条の十七の二第三項中「第一項の規定により所得税法第七十三条の規定を適用する場合に必要

な技術的読替えその他同項」を「前項に定めるもののほか、第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定により所得税法第七十三条の規定を適用する場合における同法第二百二十条第四項及び第五項（これらの規定を同法第二百二十二条第三項、第二百二十三条第三項、第二百五条第四項及び第二百二十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第二百二十条第四項中「次に掲げる書類を当該申告書に添付しなければ」とあるのは「当該申告書に記載した医療費控除を受ける金額の計算の基礎となる租税特別措置法第四十一条の十七の二第一項（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）に規定する特定一般用医薬品等購入費（次項において「特定一般用医薬品等購入費」という。）の額その他の財務省令で定める事項の記載がある明細書を当該申告書に添付し、かつ、当該居住者がその年中に同条第一項に規定する取組を行つたことを明らかにする書類（当該居住者の氏名、当該居住者が当該取組を行つた年その他の財務省令で定める事項の記載があるものに限り。）を当該申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければ」と、同条第五項中「前項第一号に掲げる書類」とあるのは「前項に規定する明細書」と、「医療費に」とあるのは「特定一般用医

薬品等購入費に」と、「証する書類」とあるのは「証する書類（その領収をした金額のうち、特定一般用医薬品等購入費に該当するものの金額が明らかにされているものに限る。）」とする。

第四十一条の十九の二第一項中「第三項まで」の下に「及び次条第六項」を加え、「次条第一項」を「同条第一項」に、「及び第五項」を「第五項及び第六項」に、「この項に」を「この項並びに同条第六項及び第八項に」に、「標準的費用額」を「耐震改修標準的費用額」に改める。

第四十一条の十九の三第三項中「金額。以下この項」の下に「第七項及び第八項」を加え、「標準的費用額」を「断熱改修標準的費用額」に改め、「ものに限る」の下に「。以下この項、第七項及び第八項において「対象一般断熱改修工事等」という」を加え、「一般断熱改修工事等に」を「対象一般断熱改修工事等に」に、「一般断熱改修工事等の日」を「対象一般断熱改修工事等の日」に改め、同条第四項第一号中「第八項第三号」を「第十一項第三号」に改め、同条第十六項中「第六項」を「第九項」に改め、「第五項」の下に「から第八項まで」を加え、同項を同条第二十一項とし、同条第十五項中「第五項」の下に「から第八項まで」を加え、同項を同条第二十項とし、同条第十四項中「第五項」の下に「から第八項まで」を加え、同項を同条第十三項中「第五項」の下に「から第八項まで」を加

え、同項を同条第十八項とし、同条第十二項中「及び第五項」の下に「から第八項まで」を加え、「一般断熱改修工事等又は」を「対象一般断熱改修工事等、」に、「が行われた」を「第六項に規定する対象住宅耐震改修と併せて行う同項に規定する対象耐久性向上改修工事等、第七項の対象一般断熱改修工事等と併せて行う同項の対象耐久性向上改修工事等又は第八項の対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等と併せて行う同項の対象耐久性向上改修工事等が行われた」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十一項を同条第十六項とし、同条第十項を同条第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

15 第三項、第七項及び第八項の規定は、個人がその年の前年以前三年内の各年分の所得税についてこれらの規定の適用を受けている場合には、適用しない。ただし、当該各年分の所得税についてこれらの規定の適用を受けた居住用の家屋と異なる居住用の家屋について第三項に規定する対象一般断熱改修工事等をした場合は、この限りでない。

第四十一条の十九の三第九項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13 第六項に規定する耐久性向上改修工事等とは、個人が所有している家屋につき行う構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための改修工事で政令で定めるものをいう。

第四十一条の十九の三第八項を同条第十一項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項中「前項」を「第五項から前項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項の次に次の三項を加える。

6 個人が、住宅耐震改修（耐震改修標準的費用額が五十万円を超えるものであることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。以下この項及び第八項において「対象住宅耐震改修」という。）と併せて当該個人の所有する居住用の家屋について耐久性向上改修工事等（当該耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額として政令で定める金額（当該耐久性向上改修工事等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には当該金額から当該補助金等の額を控除した金額。以下この項から第八項までにおいて「耐久性向上改修標準的費用額」という。）が五十万円を超えるものであることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。以下この項から第八項までにおいて「対象耐久性向上改修工事等」という。）をして、当該居住用の家屋（当該対象住宅耐震改修及び当該対象耐久性向上改修工事等に係る部分に限る。以下この項において同じ。）を平成二十九年四月一日から平成三十三年十二月三十一日までの間にその者の居住の用に供した場合（当該居住用の家屋を当該対象耐久性向上改修工事等の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。次項及び第八項において同じ。）には、第三項又は前条第一項の

規定の適用を受ける場合を除き、当該個人のその居住の用に供した日の属する年分の所得税の額から、耐震改修標準的費用額及び耐久性向上改修標準的費用額の合計額（当該合計額が二百五十万円を超える場合には、二百五十万円）の十パーセントに相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を控除する。

7 個人が、対象一般断熱改修工事等と併せて当該個人の所有する居住用の家屋について対象耐久性向上改修工事等をして、当該居住用の家屋（当該対象一般断熱改修工事等及び当該対象耐久性向上改修工事等に係る部分に限る。）を平成二十九年四月一日から平成三十三年十二月三十一日までの間にその者の居住の用に供した場合には、第三項若しくは前項又は前条第一項の規定の適用を受ける場合を除き、当該個人のその居住の用に供した日の属する年分の所得税の額から、断熱改修標準的費用額及び耐久性向上改修標準的費用額の合計額（当該合計額が二百五十万円（対象一般断熱改修工事等として第十一項第三号に掲げる工事を行う場合にあつては、三百五十万円。以下この項において同じ。）を超える場合には、二百五十万円）の十パーセントに相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を控除する。

8 個人が、対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等と併せて当該個人の所有する居住用の家屋について対象耐久性向上改修工事等をして、当該居住用の家屋（当該対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等並びに当該対象耐久性向上改修工事等に係る部分に限る。）を平成二十九年四月一日から平成三十三年十二月三十一日までの間にその者の居住の用に供した場合には、第三項若しくは前二項又は前条第一項の規定の適用を受ける場合を除き、当該個人のその居住の用に供した日の属する年分の所得税の額から、耐震改修標準的費用額、断熱改修標準的費用額及び耐久性向上改修標準的費用額の合計額（当該合計額が五百万円（対象一般断熱改修工事等として第十一項第三号に掲げる工事を行う場合にあっては、六百万円。以下この項において同じ。）を超える場合には、五百万円）の十パーセントに相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を控除する。

第四十一条の十九の五第十項の表第四十条の三の四第一項の項を削る。

第四十二条の二第一項中「が、」の下に「振替債等に係る債券現先取引等（を）を加え、」（政令で定める要件）を「をいう。第三項及び第六項において同じ。）で政令で定める要件」に改め、「に限る。）をいう。第十項において同じ。）」を削り、「第十項において同じ。）に」を「同項において同じ。）で政

令で定める要件を満たすものをいう。以下この項において同じ。）で外国金融機関等と特定金融機関等との間で行われるもの（当該取引が外国金融機関等のうち第六項第一号口に掲げるものとの間で行われるものである場合にあっては、当該取引が、当該外国金融機関等が金融商品取引法第二条第二十八項に規定する金融商品債務引受業（以下この条において「金融商品債務引受業」という。）と同種類の業務として他の外国金融機関等（同号口に掲げる外国法人を除く。以下この項において同じ。）と特定金融機関等（第六項第二号口に掲げる法人を除く。）との間で行われた振替債等に係る債券現先取引等に基づく債務を受け、更改その他の方法（以下この条において「引受け等」という。）により負担したことに係るものである場合に限るものとし、当該取引が特定金融機関等のうち第六項第二号口に掲げるものとの間で行われるものである場合にあっては、当該取引が、当該特定金融機関等が金融商品債務引受業として外国金融機関等と他の特定金融機関等（同号口に掲げる法人を除く。）との間で行われた振替債等に係る債券現先取引等に基づく債務を引受け等により負担したことに係るものである場合に限るものとする。次項及び第十二項において「振替債等に係る特定債券現先取引等」という。）に、「同条第一項第十号」を「所得税法第百六十一条第一項第十号」に改め、「。以下この条において「特定利子」という」を削り、同項第

一号中「振替国債」の下に「(第三項において「振替国債」という。)」を加え、同条第二項中「特定利子の支払を受ける」を「同項の」に、「第四項第一号イ」を「第六項第一号イ」に、「次の」を「次の」に、「には」を「及び前項の外国金融機関等(第六項第一号ロに掲げる外国法人に限る。)」が金融商品債務引受業と同種類の業務として他の外国金融機関等(第六項第一号イに掲げる外国法人に限る。)」と特定金融機関等(第六項第二号ロに掲げる法人を除く。)」との間の振替債等に係る特定債券現先取引等(当該前項の外国金融機関等が支払を受ける同項に規定する支払を受ける利子に係るものに限る。)」に基づく債務を引受け等により負担した場合における当該他の外国金融機関等が、次の各号に掲げる外国法人のいずれかに該当する場合には、同項の外国金融機関等が支払を受ける同項に規定する支払を受ける利子については「に改め、同項第一号中「特定利子」を「利子」に改め、「特定金融機関等」の下に「(当該特定金融機関等(第六項第二号ロに掲げる法人に限る。))が金融商品債務引受業として外国金融機関等(第六項第一号イに掲げる外国法人に限る。)」と他の特定金融機関等のうち第六項第二号ロに掲げる法人以外のものとの間の振替債等に係る特定債券現先取引等(当該利子に係るものに限る。)」に基づく債務を引受け等により負担した場合には、当該他の特定金融機関等」を、「の法人」の下に「(法人税法第二

条第八号に規定する人格のない社団等を含む。次項において「条約相手国等の法人」という。）を加え、同項第二号中「第四十条の四第一項又は第六十六条の六第一項」を「第四十条の四第二項第一号又は第六十六条の六第二項第一号」に、「特定外国子会社等」を「外国関係会社（第四十条の四第五項若しくは第十項（第一号に係る部分に限る。）又は第六十六条の六第五項若しくは第十項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用があるものを除く。）」に改め、同項第三号中「特定利子」を「利子」に、「第四項及び第七項」を「第六項及び第九項」に改め、同条第十一項中「第三項」を「第五項」に、「第五項」を「第七項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「との間の債券現先取引又は証券貸借取引」を「又は特定外国法人が当該特定金融機関等から支払を受ける特定利子に係る振替債等に係る特定債券現先取引等又は振替国債に係る特定債券現先取引」に、「これらの債券現先取引又は証券貸借取引」を「これらの取引」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第七項の」を「第八項及び第九項の」に、「前項の規定により同項に規定する申告書を提出する外国金融機関等が当該申告書を提出する場合」を「前項各号に定める申告書の提出」に、「第七項」を「第八項中「前項」とあるのは「第十項」と、「非課税適用申告書が同項」とあるのは「同項各号に定める申告書が前項」と、第九項」に改